

一般財団法人
うみらい環境財団
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人うみらい環境財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、海洋問題などの様々な社会課題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 社会課題の解決に関する情報発信・啓発活動
- (2) 社会課題に関する調査及び研究
- (3) 商品の企画、開発、販売、輸出入及びコンサルティング
- (4) インターネット、デジタル放送等を利用した映像番組の企画制作及び配信
- (5) 教育及び育成事業
- (6) 出版事業
- (7) セミナー、勉強会、講演会等の企画、運営及び開催
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第4条 設立者は、現金300万円の財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第5条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、当法人の基本財産とする。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時評議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項各号の書類、監査報告については、定時評議員会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、3名以上の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員は、評議員会の決議によって選任する。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任 期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

(構 成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選出する。

(決 議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員、監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録には、議長がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会への報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員及び会計監査人)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事から業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 当法人は、理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

(役員等の責任軽減)

第29条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の準用による第113条第1項の規定により、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議をもって、理事又は監事の同法第198条の準用による第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号所定の金額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の準用による第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第198条の準用による第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

- 3 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の準用による第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第198条の準用による第111条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 当法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事

(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

(理事会への報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第91条第2項の規定による理事の職務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第10条についても適用する。

(事業の全部譲渡)

第38条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、評議員会の決議によらなければならない。

(解 散)

第39条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(細 則)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

これは定款の謄本であり、原本と相違ないことを証明する。

令和 6 年 4 月 1 日

一般財団法人うみらい環境財団 代表理事 山村 嘉克